

No.	区分	中区分	質問	回答
1	申請	繰越要件	執行残額が発生する見通しであるが、繰越要件に合致するかどうか判断つかない。	繰越要件に合致するかどうか判断に迷う場合であっても申請書を提出することで構いませんが、本申請が不受理になった場合には返還することとなります。そのため、早い時点での仮申請による確認を推奨します。
2	申請	繰越要件	JSTとの委託研究契約は単年度契約であるが、繰越の申請は行えるか？ また、当事業年度(平成28年度)がJSTとの委託研究契約(複数年度契約)における最終年度である場合はどうか？	単年度契約や当事業年度が複数年度契約の最終年度である場合、繰越することはできません。
3	申請	年度末異動	JSTとの委託研究契約(複数年度契約)の契約期間は翌事業年度(平成29年度)までとなっているが、4月から研究担当者が他機関へ移籍することが決まっている。一方、当事業年度(平成28年度)に委託研究費の執行残額が発生する見通しであるが、現在籍機関において繰越申請することは可能か？	研究担当者の移籍や課題の中止が決まっている場合には、複数年契約期間内であっても、原則として現在籍機関との契約は当事業年度を以て終了することとなりますので、翌事業年度への繰越は認められません。 なお、繰越申請後に移籍が判明した場合は、至急その旨連絡してください。
4	申請	内容変更	研究担当者による仮申請で内諾をもらったが、その後の研究進捗により仮申請の内容を変更する必要性が生じた。どうすればよいか？	修正の上、再度仮申請を行ってください。再提出が本申請時になる場合には「経理様式6-2 繰越承認一覧」の備考欄に仮申請の内容に修正がある旨記載をお願いします。
5	本申請後	内容変更	本申請を提出したが、その後申請内容や申請金額が変更する必要があることが判明した。どうすればよいか？	至急JSTにご相談ください。なお、受理連絡後の変更については、受理自体を取り消し、返還を求める場合もありますので、申請に際しては精査の上ご提出ください。
6	本申請後	納入遅延	3月末納品予定であった研究機器が納入遅延となり、4月以降の納品となることとなった。本申請の締切が過ぎてしまったが繰越はできないか？	本申請の締切以降に取引先の事情等の外部要因による繰越が判明した場合には、至急ご連絡をお願いします。繰越可否について個別に相談します。
7	本申請後	過大申請	研究機器の調達に係る1,000万円の繰越額について、本申請を提出し受理されたが、入札差額により800万円の費用で足りることが当事業年度内(3/31まで)に判明した。この場合、申請額との差額200万円の取扱い？	申請額より実際の費用が少ないことが当事業年度内(3/31まで)に判明した場合、当該差額は原則として「全額」返還となります。(ただし、差額が10万円未満の場合は、10万円未満の繰越要件を満たすことを前提に返還不要です。) 本申請においては、その時点で可能な限り精度の高い額を申請してください。
8	本申請後	過小申請	研究機器の調達に係る1,000万円の繰越額について、本申請を提出し受理されたが、為替変動により結果として1,200万円の費用が必要であることが判明した。この場合、申請額との差額200万円の取扱い？	年度末時点で他の執行残額があれば差額200万円を充当する目的で合わせて繰越可能です。また、繰越額のみでは資金に不足が生じる場合、当初目的を遂行するために翌事業年度の研究費と合算して使用することを妨げません。

No.	区分	中区分	質問	回答
9	本申請後	間接経費	本申請を行わず、直接経費の執行残額が50万円となったが、間接経費は全額執行済である。どうすればよいか？	直接経費の執行残「全額(50万円)」に加えて、相応する間接経費も返還する必要があります。
10	本申請後	10万未満	全額執行予定だったため本申請を行わなかったが、最終的に9万円の執行残(直接経費)が発生した。繰越することは可能か？また、繰越せず返還することはできるか？	直接経費の執行残9万円は10万円未満となりますので本申請がなくとも10万円未満の場合の繰越要件を満たすことを前提に繰越可能です。また、繰越せず返還することもできます。この場合、相応する間接経費も合わせて返還する必要がありますのでご注意ください。
11	本申請後	10万以上 + 10万未満	申請が不受理となった場合でかつ返還対象となる不受理案件とは別に10万円未満の執行残額が発生した場合、繰越することはできるか？また、10万円以上の執行残額が発生した場合の繰越についてはどうすればよいか？	返還対象となる不受理案件とは別に10万円未満の執行残額が発生した場合は、10万円未満の繰越要件を満たすことを前提に繰越可能です。一方で、執行残額が10万円以上となった場合には、相応する間接経費と合わせて「全額」返還する必要があります。ただし、当事業年度内に予め返還連絡書を提出した上で3月末までに10万円以上10万円単位で不要額を返還し、残りを10万円未満の繰越とすることは可能です。
12	本申請後	10万以上 + 10万未満	全額執行予定だったため本申請を行わなかったが、最終的に19万円(直接経費)の執行残が発生した。繰越することは可能か？	直接経費の執行残額が10万円以上となりますので、相応する間接経費も合わせて「全額」返還する必要があります。当該執行残額のうち10万円未満を繰越し、残額を返還するということは認められません。例えば、執行残額19万円(直接経費)について、9万円を繰越し、10万円を返還するということは認められません。但し、当事業年度内に予め返還連絡書を提出した上で3月末までに10万円以上10万円単位で不要額を返還し、残りを10万円未満の繰越とすることは可能です。
13	本申請後	10万以上 + 10万以上	受理された本申請の事案とは別に決算集計後に判明した10万円以上の執行残額が発生したが、どうすればよいか？(なお、受理された本申請の繰越必要額に変更はない。)	受理された繰越額を除く直接経費の執行残額が10万円以上の場合は、相応する間接経費も合わせて「全額」返還する必要があります。当該執行残額のうち10万円未満を繰越し、残額を返還するということは認められません。但し、当事業年度内に予め返還連絡書を提出した上で3月末までに10万円以上10万円単位で不要額を返還し、残りを10万円未満の繰越とすることは可能です。
14	申請	10万以上 + 10万未満	本申請の事案とは別に10万円未満の執行残額の発生が見込まれるが、合わせて繰越すことは可能か。また、10万円未満の繰越について、「経理様式6-2繰越承認要求一覧」への記入は必要か。	合わせての繰越は可能です。また、「経理様式6-2繰越承認要求一覧」は10万円以上の繰越についてのみ記入ください。同一契約において10万円以上の繰越とは別に10万円未満の繰越が見込まれる場合は、当該様式では「当事業年度支出額」に含めた上で、「経理様式1 委託研究実績報告書」にて最終繰越額を報告してください。

No.	区分	中区分	質問	回答
15	申請	10万以上	10万円以上の繰越については、科研費準拠とのことであるが、科研費の様式を使用することは可能か。	科研費の様式を使用することは認められません。必ず当事業の様式により申請を行ってください。なお、繰越要件は科研費と同一であり、様式もほぼ同様のため、特に「経理様式6-1:繰越を必要とする理由書」の計画や事由等の記入にあたっては、公開されている科研費の各種資料を参考にすることも差し支えありません。
16	本申請後	合算	状況の変化により受理された繰越額のみでは資金に不足が生じ、当初目的の遂行が困難であることが翌事業年度に判明した。この場合、翌事業年度の研究費と合算して使用することは可能か。	状況の変化により繰越額のみでは資金に不足が生じる場合等に当初目的を遂行するために翌事業年度の研究費と合算して使用することを妨げません。
17	本申請後	流用	繰越した研究費について、申請した内容とは異なる用途に使用することは可能か。	原則として、申請した内容と異なる用途への使用は認められず、当初申請した内容の用途が不要となった場合は、当該繰越額を返還する必要があります。ただし、繰越した研究費を新たな用途に充てることが有効かつ必要不可欠である場合には、例外的に認められる可能性がありますので、個別にJSTにご相談ください。
18	申請	不受理	仮申請が不受理の場合は一律返還となるのか。仮申請で不受理になった後に、研究計画の遂行上の必要から年度内の調達可能な物品等を当該申請額の中から執行することも可能か。	仮申請で不受理となった場合は、基本的に返還となることを想定しています。ただし、研究計画、認められる用途であり、かつ、当事業年度内に執行可能な場合は、不受理となった申請額の全部もしくは一部を当該用途に使用することが可能です。なお、申請要件は、科研費と同一ですので、まずは要件を満たすかについて、仮申請前に貴機関内での十分な確認をお願いします。